

終 活 の 手 引 き

# 終活



## 相続と終活の相談室

運営：行政書士 オフィスなかいえ

業務時間：平日 8：30～18：00

土 8：30～15：00

☎0120-47-3307

千葉県印西市中央北 1-3-3 CNCビル 1階  
なかいえよしひろ

行政書士 中家好洋

各位

**相続と終活の相談室** 運営：行政書士 オフィスなかいえ  
行政書士 中家好洋

**「行政書士は頼れる街の法律家」です**

終活というと何を連想されますか？

1. 葬式
2. 埋葬（お墓・散骨等）

といったところでしょうか？

近年、さまざまな規模や方法での葬儀が増えています。新聞の折り込みチラシで、家族葬〇〇万円といったものを見かけます。

それとともに、お墓についての考え方そのものが変わりつつあります。以前は生まれた土地の近くで生活をし、そこで亡くなっていました。ところが、いまは地元意識があっても、そこから離れたところで生活をしている方も多く、先祖代々のお墓であっても、お墓まいりの為だけに帰省することが不便になって、墓参りができなくなっているのです。

そもそもどういった葬儀を実施しているのでしょうか？

**【葬儀】**

に関しては、

- 友人知人も招いた一般的な葬儀
- 親族の葬儀（家族葬）に、ごく少数の友人知人を招いた葬儀
- 親族だけの葬儀（家族葬）
- 火葬だけ（葬儀はしない）

が考えられます。

最近では、家族葬というものが一般的になりつつあります。

家族の在り方が変わり、また、仕事をリタイアしたあと、友人知人が減って、家族だけの葬儀（家族葬）へと変化せざるを得なくなっているのです。

**【葬儀の際の宗教や宗派】**

家族の在り方が変わってから、自分の実家がどの宗教でどの宗派かわからない方も増えています。普段から宗教的な活動をしていないと無理もなく、葬儀の為だけの宗教や宗派になりつつあり、宗教や宗派に執着しなくなっています。

そのせいではないにしても、最近自分の住む場所と先祖代々のお墓が離れてしまい、管理できなくなると、墓じまいや改葬が増えてきています。

しかし、代々檀家としてお世話になった寺院墓地の墓じまいの場合、トラブルになることが多いと聞きます。寺院墓地の墓じまいの場合、高いことでは2, 3百万かかったという例もあると聞いています（これは、ごく一部の寺院だとは思いますが）。

### 【希望する埋葬・供養】

自分が亡くなった後、自分はどのようなお墓に入るのか、どのように埋葬してほしいのか、供養はどうするのか等、自分の希望や気持ちを家族に伝えることが大切で、できない場合は、エンディングノート等を書くことをお勧めいたします。

- 先祖代々のお墓に入りたい
- 新しくお墓を買ってそこに入りたい
- 跡継ぎ不要の永代供養で十分だ
- 納骨堂を希望する
- 散骨してほしい

等があげられますが、ご本人様が何も伝えないで亡くなった場合、遺された遺族は、この処理の件で悩んでしまいます。

### 【墓地の種類】

墓地の種類とメリット及び相場費用は下記のようになります（あくまでも相場費用です）。

- 寺院墓地・・・お寺による永代供養が期待できる※相場 200 万円
- 公営墓地・・・宗派による制限がない※相場 200 万円
- 民営墓地・・・宗派による制限がない※相場 200 万円
- 納骨堂・・・お墓の掃除など管理が不要※相場 30～200 万円
- 永代供養墓・・・宗派を問わず、その後の費用が不要※相場 3 万円～
- 海洋散骨・・・お墓を継承する必要なし※相場 5～50 万円
- 樹木葬・・・お墓を継承する必要なし※相場 30～200 万円

何年か前にニュースで報道された、故石原慎太郎氏の海洋散骨のことが話題となりました。今まで海洋散骨の場面がテレビで流れることはなかったので、斬新でした。

### 【事前に】

葬儀のこと、お墓のことは生きているうちに決めておかないと、遺された遺族たちが決めなければなりません。遺された者たちは、短い時間で決めなければなりません。特に葬儀のことは数時間で決めなければなりません。そのため、本人が希望していた内容で葬儀や供養ができないかもしれません。事前に話し合うか、エンディングノート等を書いて、自分の希望を家族に伝えましょう。遺言ではないので、家族に開示しましょう。それにより、遺された者の負担が大きく減ることは間違いありません。

さて、以上は皆さまが終活と言われていた**葬式と埋葬**に関してですが、実は終活は以上の2つだけではありません。

そもそも終活とは、「**人生の最後に向けての活動**」の略です。誰もが避けられない終止符を意識して、その日までを安心して、楽しく過ごすための準備や、そこの向けた人生の総括を意味する言葉です。

主な事柄としては、生前のうちに自身のための葬儀や墓などを準備することや、亡くなった後の事務を委任する死後事務委任、遺された者たちに迷惑がかからないように又は自分自身が自分の荷物でケガしないようにする生前整理、遺されたものが自身の財産を円滑に分けられるようにする遺言や家族信託があります。

箇条書きさせていただくと、

1. エンディングノート
2. 遺言
3. 家族信託
4. 贈与・遺贈
5. 死後事務委任契約
6. 任意後見契約
7. 生前整理
8. 尊厳死宣言

今回この冊子は、この部分のことを皆様にお知らせしたいという思いで書かせていただきました。今まで、考えもしなかったことがあると思いますが、新しい終活を考えることで、新たな行動に動いていただければと思います。

内閣府の調査によれば、日本の高齢者の半数以上が現在の貯蓄や資産について、「老後の備えとしてはやや足りない」「まったく足りない」と考えている一方、具体的老後のためにしていることを訊ねると、「特に何もしていない」との回答が42.7%と突出しており、家族信託や遺言を含めた終活は、日本ではまだ定着していない新しい文化であるため、改めて家族・友人とゆっくりと相談することには抵抗を感じるのかもしれない。

この抵抗を取り除かないと、何も解決しないということを理解していただきたいのです。

## 目次

エンディングノート.....	5
遺言.....	7
家族信託.....	13
遺贈.....	16
死後事務委任契約.....	17
任意後見契約.....	18
生前整理.....	21
尊厳死宣言.....	23

## 【エンディングノート】

人は誰もが人生に終止符を打つ日が訪れます。ずっと先かもしれないし、今日かもしれません。そんないつかに備えることができるのは今なのです。

エンディングノートは、自分の人生の集大成の時期に悔いを残さないための準備でもあり、ご家族等の遺された方が対応を迷って困らないための準備でもあるのです。それは、自分の人生の終止符を打つ前の状況で、重い病気にかかり、意思疎通が困難になったときの対処方法を記載することを含みます。

遺言ではないので、ご家族等への公表が原則です。公表しないと、肝心なときに役に立たないことになる可能性があるからです。

昭和前半の三世帯同居の時代から、家族の在り方が変わり夫婦二人だけの生活や、配偶者が亡くなった後のおひとり様という生活になっています。そのため、一緒に生活を共にしていない家族では、親が何を考えて、何を希望しているかを知るよしありません。ですから、自身の終活については、自分で考え、それを家族に伝えなければなりません。



その終活の前段階として、財産以外のことについては、エンディングノートに書きましょう。エンディングノートには、遺言のような**法的拘束力**がありません。だから財産のことについては、法的拘束力のある遺言書に書きましょう。

## エンディングノートに書く内容

エンディングノートに書く内容は、お持ちのノートによって違うと思いますが、すべてを書く必要はありません。全部を書き埋めようとして、結局挫折して書ききれずに終わってしまう方が多いようです。実際に90%の人は、挫折して終わっているようです。

基本的に以下の内容を書きましょう。

1. **身体のこと**（保険証情報やかかりつけ医のこと、病気のこと、**延命治療**のこと。延命治療のことは特に大切）
2. **要介護になった場合に希望すること**（在宅介護を希望するのか、状況によっては施設でもかまわないのか。また、介護費用に関しても）
3. **葬儀のこと**（葬儀を実施するのか、火葬だけでもいいのか。葬儀の際の宗教は？）

4. **お墓のこと**（希望する埋葬・散骨？将来の墓守りは誰がするのか、できないのであれば、墓じまいも考える）
5. **生命保険・火災、地震保険のこと及び公的年金等のこと**（生命保険は一定期間内に請求しなければ請求権を失ってしまうし、なお掛け金を払い続けている場合があります）
6. **不動産や預貯金・株式・投資信託のこと**（遺言に書くすべての財産をもう一度洗いなおしましょう）
7. **クレジットカードのこと**（亡くなった後も年会費を払い続けている場合もあり、また事故でなくなった場合、カードに保険が付与されているものもあります）
8. **パソコン、携帯電話、スマートフォン等の ID やパスワードのこと**（持っている数だけ、アカウントや契約があります。その契約が紙ベースではないため、残っていない場合があります）

先ほども書いたとおり、エンディングノートには自身の介護、認知症、延命治療、葬儀及びお墓に関して書いたとしても、法的拘束力がないので、いざというとき、その通りにならないことがあります。しかし、もしもの時、何もしていなければ、どうなるでしょう。ご家族は悲しみでいっぱいの方に、様々な事務的手続きを迫られます。

その時、葬儀、お墓及び財産のことについて事前にきちんと書き残しておけば、家族や周りの人の負担を少なくします。

介護、医療及び延命治療等についても、自分の意思が伝えられなくなる前に、書き残すことで、家族等の手続きの迷い等もなくなります。

## エンディングノートを書き終えたら

エンディングノートを書いたら、次は何をすればいいのでしょうか？

エンディングノートを書くことで、問題点や希望が見えてきたと思います。それに対処することが終活なのです。

先ほどエンディングノートは法的拘束力がないと書きましたが、法的拘束力を持たせることができるようにするのは、それは**公正証書や契約**を結ぶことです。

財産に関しては、**遺言**や**家族信託**が法的拘束力を持っています。

病気や要介護状態で自分のことができなくなるということに備えるには、**財産管理委任契約**。

認知症等判断能力が失われた状態に備えるには、**任意後見契約～見守り契約**。

亡くなった後の葬儀、埋葬、供養及び遺品整理等の面倒な手続きを、契約で委任するのが**死後事務委任契約**。

終末医療に備えるには、**尊厳死宣言**。ただし、これも法的拘束力があるとは言えませんが、公正証書で書くことで、医師の尊厳死許容率は9割を超えているとのこと。

先ほども書いたとおり、エンディングノートには自身の介護、認知症、延命治療、葬儀、及びお墓に関して書いたとしても、法的拘束力がないので、いざというとき、その通りにならないことがあります。しかし、もしもの時、何もしていなければ、どうなるでしょう。ご家族は悲しみで打ちひしがれている時に、様々な事務的手続きを迫られます。その時、葬儀、お墓及び財産のことについてきちんと書き残しておけば、家族や周りの人の負担を少なくします。

介護、医療及び延命治療等についても、自分の意思が伝えられなくなる前に、書き残すことで、家族等の手続きの迷い等もなくなります。

## 【遺言】

**遺言とは**、自分が生涯をかけて築き、かつ守ってきた大切な財産を活用してもらうために、誰に何をどれだけ残したいかを示す最終の意思表示です。

遺言を書面にしたものが「遺言書」です。遺言書があれば、原則としてその内容通りに遺産を分割することになっており、相続人間の争いが起こりにくく、相続財産の換金や売却などもスムーズにできます。

また、遺言書を作成すれば、遺産を法定相続人だけでなく、自分が財産をあげたいと思う人に残すことや、寄付をすることもできます。

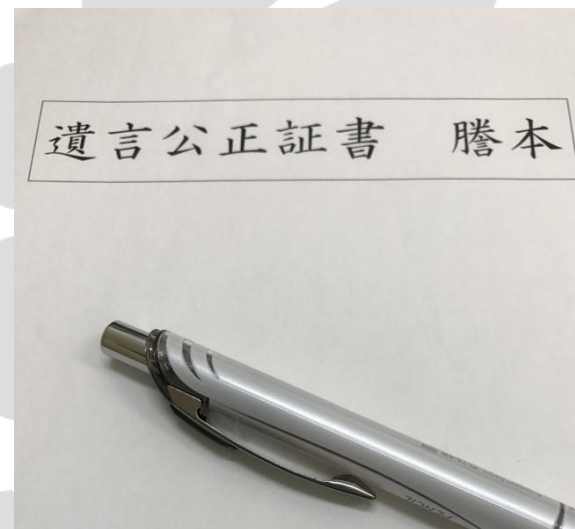
例えば、介護をしてくれた（相続人ではない）長男の嫁に財産を残すこともできるし、（相続人ではない）内縁の妻に財産を残すこともできます。遺言書がないと、相続人でない方に財産が行くことはほぼないでしょう。

ただ、遺言に法律上の効力を生じせしめるためには、民法に定める方式に従わなければならないのです。

さて、遺言書がなければ相続人全員の遺産分割協議が必要です。

この遺産分割協議がなかなかまとまらず、不動産においては、最後に所有権の登記がされてから50年以上経過しているものが中小都市・中山間地域においては26.6%、大都市地域においても6.6%も存在するとのこと（平成29年6月6日法務省）。

遺産分割で不動産の分け方が決まらなかったということですが、遺言を残していれば、このような問題は出なかったかもしれません。



### 遺言の利用状況

実際に遺言を書く人は、どれくらいいるのでしょうか？

日本公証人連合会が公表している統計資料によれば、令和元年に全国で作成された遺言公正証書は、11万3,137件です。同じく令和元年度に亡くなった方の数は138万人ですので、公正証書遺言を書いた人の割合は、8%程度と言えます。自筆証書遺言については、「司法統計年報」で公表されている「遺言書の検認件数」（公正証書遺言以外は裁判所の検認が必要です）が令和元年度件数の18,625件で、作成件数を示す統計はないのですが、遺言書を法務局で保管する「遺言書保管制度」の利用者は1万8000件でしたので、これを合わせても全体の10.9%であり、遺言の普及率は、10人に1人程度という状況です。

一般に、商品の普及率では、10%未満の初期の段階では購買意欲が低く、普及率が20%を超える頃から急速に普及のはずみがつくとされています。商品と同じとは言えませんが、日本における遺言はまだ初期の段階です。

テレビドラマで遺言の話が出てくると、大抵は大金持ちの家庭の話で、その財産をめぐって争う内容がほとんどです。そのため、遺言 = 金持ち、というイメージが付いて回り、私達庶民には関係ないものとの認識を持ってしまっているからかもしれません。

それでは、海外ではどうなっているのかというと、アメリカでの遺言の普及率は、50%とされています。

アメリカでは、遺言書が残っていないと、財産はいったん州政府が管理し、分割するには高額な手数料がかかるらしく、この高額な手数料を払うのが嫌なので、遺言書を書いているというのが事実のようです。ところが、日本では、遺言がなくても、法定相続人※に法定相続分※があり、遺言書がなくても、財産は、相続人の方に分配される（希望の財産かどうかはわかりません）のです。

## なぜ、日本では遺言書が普及しないのか？

### 【理由その1 戸籍制度が発達】

日本では戸籍謄本を調べていけば、人の死亡から誕生までのその人の家族関係を調べることができます。相続人も被相続人（亡くなった方）との関係がそれでわかります。そうすると、取り敢えず財産は家族のもとへ渡るので、書かなければならないという意識が働かないのでしょうか。ところが、欧米諸国では、戸籍という制度がないため、亡くなった方との関係を証明することが難しいのと、遺言書を書かないと財産を渡すことができにくいので、遺言書を書いているという状態です。

### 【理由その2 戦前の家督制度の影響】

戦前は、戸主が亡くなると、長男が全ての財産や権利を継ぐのが原則でした。その制度があったため、まだ、長男偏重的になってしまう体質が残っています。その制度がなくなった今も、新しい民法においても、この制度に近い相続を行っている家族経営の事業者や農家（農業従事者）の方がまだいらっしゃるのです。自分が亡くなったら、財産は長男に引継ぐと思っている方が、まだ多いのが現実です。

### 【理由その3 相続の手続きが複雑】

日本では遺言が有効に認められるには、ルールが細かく規定されており、せっかく書いた遺言書が、認められない場合が多いからです。日本では、有効な遺言書を書くために、弁護士や行政書士のところに行って話をし、そして公証役場で遺言を書いてもらうことが一般的です（公正証書遺言）。そうすると、期間が2～3か月かかってしまうこともたびたびです。それは面倒です。だから、普及しないのでないかと思っています。

以上の現実を知っていただき、書かないとこうなるということ、書くことで、こんな素晴らしいことができるということを理解していただければ幸いです。



## 遺言を書いておくべき人

次に、遺言書を書いておくべき人が誰かですが、一般的に下記の通りではないでしょうか。

1. 分割できない不動産を持つ人
2. 生前贈与をしている人
3. 子供のいない夫婦
4. 自分が要介護状態の人
5. 前妻の子と後妻の子がいる人

1. については先に述べた通りです。遺言者が決めなければ誰も決められません。特に、日本の一般的な家庭の場合、相続財産はマイホームと僅かばかりの現金という状態です。みんな相続財産が欲しいのですが、現金が少ないとマイホームを共有名義にするしかなく、そのマイホームも永らく売れなくなると、空き家問題になります。

今、法務省がさまざまな手段を使って、この問題の解決に動いています。

- 法定相続情報証明制度
- 相続登記の義務化
- 戸籍証明書の広域交付

がそれです。

2. の生前贈与（住宅資金、結婚資金、事業承継）が原因で兄弟姉妹の間で「もらった」、「もらっていない」でもめています。生前贈与をした場合は、誰に何の目的で、いくら贈与したかを書き記しましょう。せっかく好意で贈与したのに、それが原因で自分の子供が争うのを天国で見たくはないですよ。

3. の子供のいない夫婦の法定相続人には兄弟姉妹が入ってきます。夫婦の相手方だけではないのです。しかし、遺言書を書くことで、兄弟姉妹からの遺留分が排除されます。

4. のご自分が要介護状態である場合、どれだけ介護したかでもめることがあります。下記 5. の次に多いパターンです。

5. このパターンは、皆さん自分でよくわかっているようで、弊所へ持ち込まれる相談もこのケースが一番多いでしょう。今の民法では、前妻との子も、後妻との子も対等に扱われます。さらに、後妻の連れ子と養子縁組をしていない場合があります（再婚した時期によりますが、途中で名前が変わるのがかわいそうだということで）、後妻の連れ子に相続権がないという、哀しい相続になることがあります。この場合、養子縁組をすること、遺言書を書くことが必要でしょう。

## 遺言事項

遺言事項とは、遺言書に書くと法的効力がでる項目です。具体的に言うと、認知・遺贈・相続分の指定や指定の委託・遺産分割方法の禁止等があり、財産の分け方を中心に身分のこと等を指定したものです。

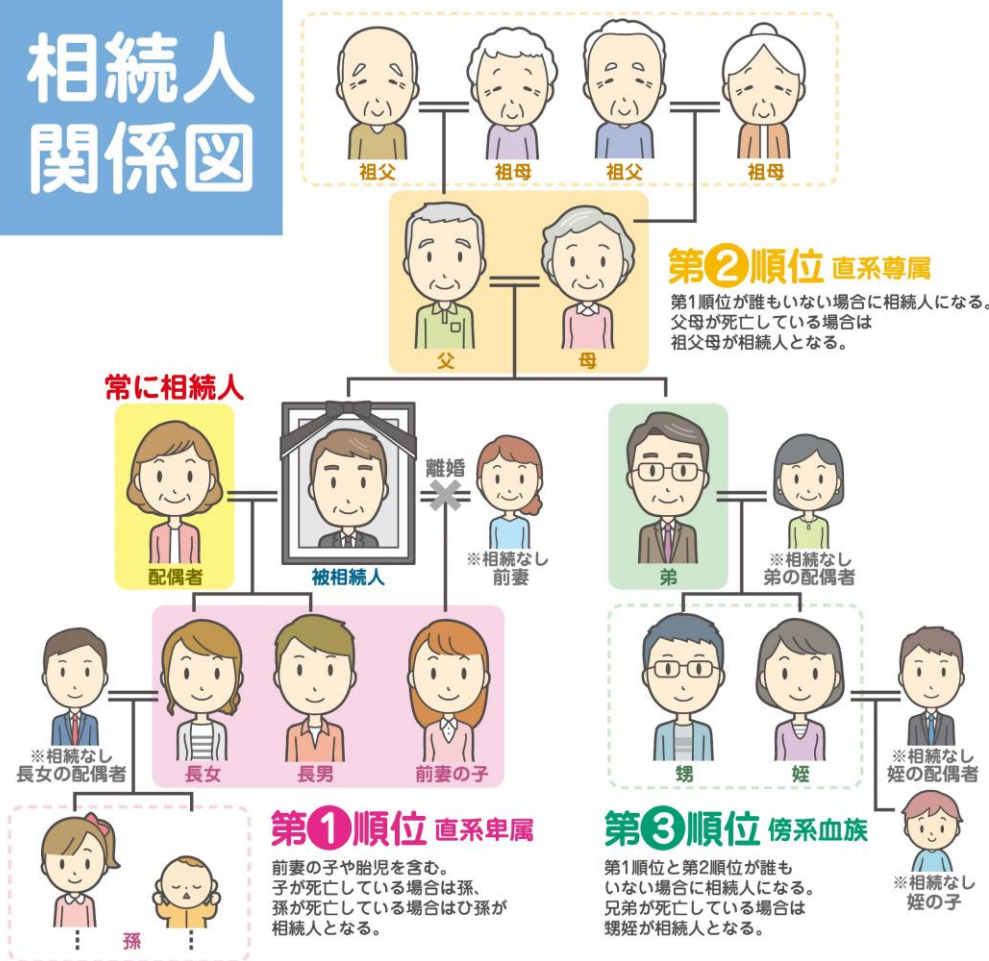
## 付言事項

遺言事項でないことを遺言書に書いても、法的効果がないだけで、それを書いてはいけないわけではありません。このような法的意味のない記載を**付言事項**と呼んでいます。

付言事項は、遺言としての法的効力はありませんが、遺された者へのメッセージとしての意味はあり、その記載内容が相続人等に伝わり、それが相続人等の行動に影響を及ぼせば、事実上の効果をもたらすこととなりますので、紛争の予防ができるならば、付言事項を書くことは意味があります。

## 法定相続分

### 相続人関係図



遺言者は、遺言によって相続分を指定することができます。この指定がないとき、又はどのように分けたいのかわからないときは、図のような分け方をすることになると思います。遺言書がない場合、遺産分割協議が必要で、そこで家族間話し合いをするのですが、決まらない場合、争いが起きて、家庭裁判所での調停になることでしょう。でも、基本、法定相続分が基本と

なるので、弁護士を雇っても、もし多く分けてもらたとしても、弁護士費用は出ないでしょう。では、全てこの分け方のなるのでしょうか？

## 遺言における相続分

遺言においては、遺言者の自由な配分を書くことができます。ただし、民法は遺留分というのを認めており、亡くなった方に近い関係の相続人の最低限保証される遺産取得分を決めています。それが**遺留分**です。

遺留分は、直系のみで兄弟姉妹には認められていません。

そういう遺留分ですが、遺留分は権利であって、黙っていても遺産が入るわけではありません。権利を行使するためには意思表示が必要です。

**相続を知った時から1年**、亡くなったことを知らなくても、**相続開始の時から10年**で時効になります。

遺留分は口頭で言うだけでも効力を発揮しますが、証拠を残すために、一般によく使われているのが**内容証明郵便**です。

ちなみに、配偶者と子供の遺留分は法定相続分の1/2です。

あなたが「うちの家庭はうまくいっていて、相続は法定相続分でいいから、遺言書は書かなくていい」と思ったとしましょう。

**例)** 家族構成は、夫婦2人と子供2人。

財産は不動産1000万円、預貯金1000万円。

これを法定相続で分けると、配偶者1000万、子供500万×2。

配偶者は自分の住む場所を確保したいし、今現実に住んでいるわけですから、まずは不動産を取りたいと思うでしょう。子供は現預金を取ります。

そうすると、住む場所を相続した配偶者の生活費はどうなるでしょう。

それに気づいた子供たちは相続放棄をするか、自分たちが不動産を相続して、それを母親に貸すかもしれません。しかし、それは希望的観測であって、確定されたものではありません。その時の子供たちの財産状況でそうならないかもしれません。

しかし、あなたは配偶者の生活を確定させたいのです。だからこそ遺言なのです。

あなたが今生きているうちに、財産の行く先を決めることができます。法定相続ではなくあなたと家庭を築いてきた配偶者の生活を守るために、遺言書で「財産を〇〇（配偶者）に全て相続させる」と書くことをお勧めいたします。

上記に関しては、これ以外に2つの方法があります。

## 配偶者居住権

2020年4月1日施行された**配偶者居住権**です。

**配偶者居住権**とは、亡くなった人が所有していた建物に、亡くなった人の配偶者が住み続けられる権利です。

亡くなった人が所有していた物件に、配偶者が相続開始の時点で居住していた場合、遺産分割協議や遺言によって取得することができます。登記が義務付けられますが、原則として終身の権利です。

上記の場合、配偶者は、配偶者居住権と預貯金 1000 万円を相続すればよいのです。

そして子供たちは、負担付き所有権 1000 万円を相続します。

これにより、配偶者は住む場所と、生活費を手に入れることができるのです。

この制度は、遺産分割協議でもできますが、慣れてない専門家だと、それを見落とす可能性が高いのではないのでしょうか。

もう一つは、

## 婚姻期間が 20 年以上の夫婦間における居住不動産の贈与等に関する優遇処置

です。

2019 年 7 月 1 日施行された優遇措置です。

それまでは、贈与等を行ったとしても、原則として遺産の先渡しを受けたものとして取り扱っていたため、何もメリットはなかったのですが、この優遇措置により、原則として遺産の先渡しを受けたものと取扱う必要がなくなり、配偶者は、より多くの財産を取得できるようになりました。

上の例では、生前に不動産 1000 万円（最高 2000 万円）を配偶者に贈与して、相続財産は 1000 万円の預貯金を相続人で分けることになります。

この措置は遺言や遺贈ではできないため、今行うことが必要です。

今注目されている終活として、ぜひお勧めする優遇処置です。

旦那様（残念ながら旦那様の方が財産を多く持っている傾向です）は自分が亡くなった後、奥様の生活を守らなければなりません。

子に財産を遺そうと考える前に配偶者の生活を確保しなければなりません。

最初に確保しなければならないのが、生活する場所です。

その後、生活費です。

## 【家族信託】

あなたが認知症や脳血管疾患になってしまったら、あなた自身はもちろんのこと、家族であっても定期預金の解約はできなくなります。不動産の売却もできなくなります。これが**資産の凍結**です。そこでこれを事前に回避する方法が**家族信託**という手法です。あなたに代わってあなたの家族があなたの財産を**法的に管理**できる仕組みのことです。

家族信託という言葉、テレビや雑誌で取り上げられていますが、「よくわからない」というのが正直なところではないでしょうか。何故でしょう？それは**信託**という言葉が使われているからです。給与振り込みのできない信託銀行のイメージが強く、自分には関係ないと思ってしまうからです。

では、信託って何でしょう。**信託とは、信用して託すこと。**

財産を預かり、預かった方がそれを管理、運用、処分する仕組みです。信託銀行がそれにあたります。では、預かって管理する側が信託銀行ではなく、あなたの家族であればどうでしょう。

例えば、マイホームと預貯金合わせて 1000 万円持っていたとします。ところがあなたが認知症になってしまったら、定期預金は下ろせなくなり、不動産は売ることができなくなってしまいます。あなたが病院に入院したり、施設に入所したりするお金は自分のお金から出そうと思っても、あなたは自分の入院費や施設入所費を、自分のお金から金策できなくなり、自分の息子、娘から代わりに払ってもらうことになったらどうでしょう。

家族信託契約を締結していれば、もしご不幸にもあなたの身に何かが起こったとしても、あなたの財産が使えなくなるようなことにはなりません。あなたのご家族が、あなたに代わってあなたの財産の管理を行うことができるからです。つまり、**資産凍結にならない**のです。

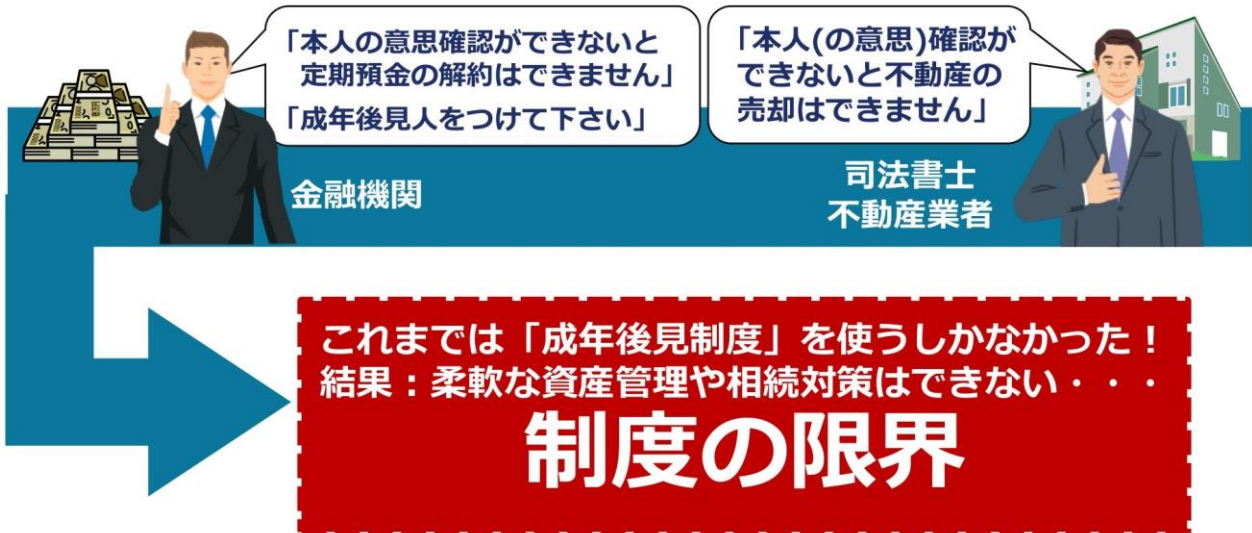
### 意思判断能力が失われるとどうなる？

認知症が問題となるのは、意思判断能力が失われて、法律行為が認められなくなったときです。意思判断能力が失われると、金融機関では定期預金の解約はできず、不動産の売買はできなくなります。お金を持っているにもかかわらず、それを使えない、不動産を持っているにもかかわらずそれを売れない、という状態です。

こういう状態になってしまうと、**資産の凍結を解除**するには成年後見制度を利用するしかありません。

## ● 意思判断能力が失われるとどうなる？ 資産管理

### 現在の状況



### 成年後見制度を利用すると

成年後見制度とは、家庭裁判所によって選任された後見人が、認知症などで判断能力の不十分な方の財産を保護する制度です。聞こえはよいのですが、後見人は本人の財産をしっかりと守る（減らさない）という職務を負うことから、家庭裁判所の強い権限で管理されています。

したがって、本人にとって本当に意味のある、合理的な理由のある支出しか認められず、柔軟な財産管理は難しく、家族のための支出や、将来のための相続対策はできません。また、たとえ本人のためであったとしても、積極的な投資や運用も実行できません。

あくまでも「財産を減らさない」ことが目的ですから。

つまり、「財産の塩漬け状態」になってしまうのです。

さて、そうは言っても、これまでは、成年後見制度を使うしかなかったのです。いわゆる「制度の限界」です。

成年後見人をつけた方は、「つけなければよかった」と、後悔する人が数多く出ています。

この制度の限界も、2007年9月の信託法の改正により、今の家族信託の実現が可能になり、選択肢が増えました。

## 家族信託の仕組み

一見難しそうに見える家族信託ですが、全体像を理解してしまえば、家族に財産を託すことがさほど難しいものではないことがわかります。

家族信託の登場人物は、委託者・受託者・受益者の三人。

**委託者** = 財産の所有者でその財産を託す人

**受託者** = 財産を託され、管理・運営・処分する人

**受益者** = 財産の運用・処分で利益を得る権利（受益権）を有する人

家族信託は、基本、**委託者 = 受益者**となります。

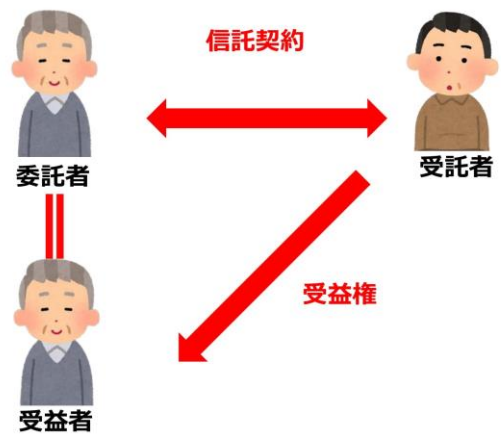
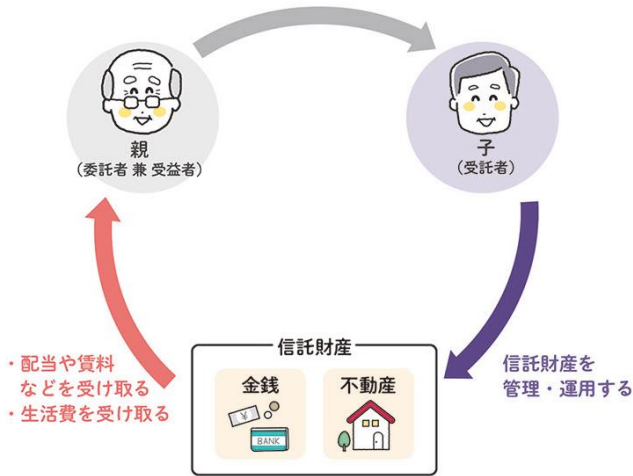
受益者を別の人物にすることも可能ですが、その方法は数多くないのでここでは説明を省きます。

委託者 = 受益者であるならば、財産の所有者は委託者のままであり、受託者に財産が移動したわけではないのです。これが家族信託の最大のポイントです。

### 家族信託の仕組み

信託財産で得られた利益は親のために使われます。

管理・運用を信託する



## 【遺贈・贈与】

### 死因贈与契約

死因贈与契約は、贈与者が生きていうちに受贈者（死因贈与を受ける人）との間で契約を締結し、贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与契約です。

死因贈与契約は、遺言と異なり決まった方式があるわけではないので、贈与者及び受贈者の口頭の合意によっても成立します。したがって、形式面を満たさずに死因贈与契約が無効になるといった問題は生じにくいこととなります。

もっとも、死因贈与契約は贈与者が死亡した時点で効力が発生するので、その時点ではその合意の存在や内容を確認することは出来ません。そこで、紛争防止のために、死因贈与契約は書面を作成して残すことが有効です。

### 死因贈与契約にするメリット

死因贈与契約は、遺言と違って決まった方式があるわけではないので、いくつかのメリットがあります。自筆証書遺言であれば、全文（財産目録を除く）自筆で書かなければなりませんが、死因贈与契約の場合は自筆で書く必要がないので、贈与者の負担が軽減されます。

また、家庭裁判所による検認や、遺言公正証書作成の際の証人の立会いも不要で、これらの手続き的な負担がないことから、一定のメリットがあります。

ただし、その贈与が他の相続人の遺留分を侵害する場合は、注意が必要です。

遺留分侵害額請求を受ける可能性がある場合、請求された場合に対応できるように、十分な金融資産を贈与しておくことが必要です。

## 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住不動産の贈与等に関する優遇措置

2019年7月1日施行された優遇措置です。

それまでは、贈与等を行ったとしても、原則として遺産の先渡しを受けたものとして取り扱っていたため、何もメリットはなかったのですが、この優遇措置により、原則として遺産の先渡しを受けたものと取扱う必要がなくなり、配偶者は、より多くの財産を取得することができるようになりました。

上の例では、生前に不動産1000万円（最高2000万円）を配偶者に贈与して、相続財産は1000万円の預貯金を相続人で分けることとなります。

この措置は遺言や遺贈ではできないため、今行うことが必要です。

今注目されている終活として、ぜひお勧めする優遇処置です。

旦那様（残念ながら旦那様の方が財産を多く持っている傾向です）は自分が亡くなった後、奥様の生活を守らなければなりません。

子に財産を遺そうと考える前に配偶者の生活を確保しなければなりません。

最初に確保しなければならないのが、生活する場所です。

その後、生活費です。（前P12で同じことを書いています）



## 【死後事務委任契約】

委任者が親族以外の者である受任者に対して、葬儀・火葬・納骨等の葬送、そのほか、自分自身が亡くなった後に必要なもろもろの手続き（例えば、公共料金の支払い等）をすることを委任する契約のことです。

死後事務委任契約の主な利用者は、「おひとりさま」と言われる単身者になります。今単身世帯は急激に増えており、それとともに孤独死（孤立死）も増加しています。一人暮らしをしていると、家族と頻繁に連絡を取り合うことも少なく、また、昨今のプライバシー意識の過剰な高まりから、地域コミュニティの崩壊、近所付き合いの減少が進んでおり、単身者は孤立を深めるリスクが高く、そのまま孤独死のリスクに直結しています。

孤独死の増加が引き起こす大きな問題は2つあります。

1つは、「引き取り手のいない遺体・遺骨（いわゆる無縁仏）の増加です。

2つ目は、「遺体の腐敗による不動産の損傷」です。遺体の腐敗が進行すると、異臭や害虫が発生したり、体液により床材が損傷して、環境に問題があるのはもちろんですが、不動産オーナーにとっては原状回復や清掃に多大なコストが発生してたり、新たな入居者が決まりにくい状態（いわゆる事故物件）になる可能性が大きくなります。そのため、身寄りのない単身者に部屋を貸すのをためらう不動産オーナーが増加することも予想されます。

不動産に関するリスクというんで言うと、持ち家に居住する単身者についても、遺体の引取りだけでなく、その後の相続手続きが放置されることによって、昨今問題になっている「空き家問題」につながるようになります。

このように、孤独死の発生は社会的損失が大きいのですが、何よりも亡くなった本人の尊厳を損なうものです。

最近では孤独死に関する報道も多くなされ、当事者自身が「迷惑をかけたくない」「尊厳を損なう死を迎えたくない」という思いで、この問題に取り組み始めています。

このニーズに応えることができるサービスが死後事務委任契約です。

死後事務委任契約の特徴は、「契約」によって本人と受任者の間に繋がりを持つことで、単身者が抱えるリスクや不安を解消し、今後ますます求められていくのではないのでしょうか。



## 【任意後見契約】

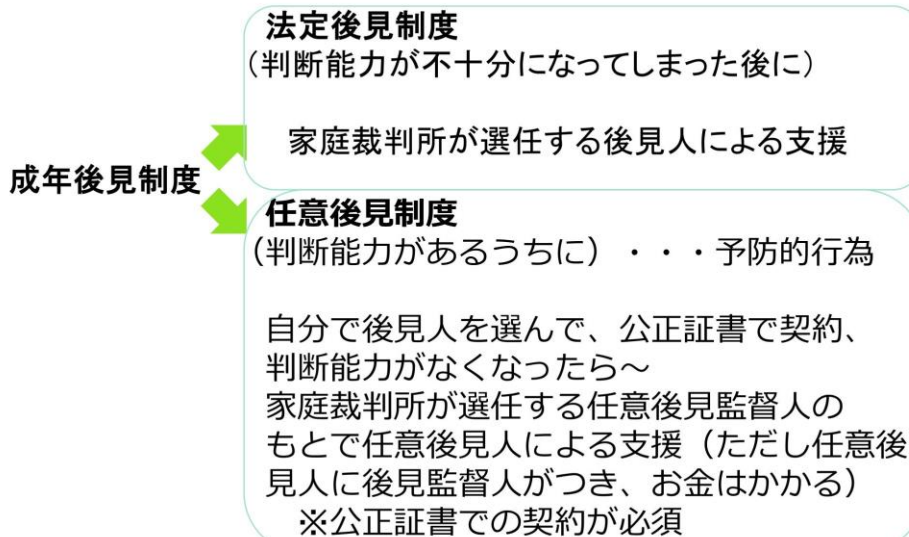
### 任意後見契約とは

任意後見契約は、自己決定の尊重という理念に基づいて創設された制度で、自己に判断能力があるうちに、将来、認知症や知的障害等の精神上の障害により、判断能力が不十分に状況になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ受任者である任意後見人に、自己の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約で、任意後見契約を公正証書で結んでおくという制度です。

### 法定後見との違い

認知症や知的障害等の精神上の障害により、判断能力が著しく低下した方の財産を保護するために、家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の財産保護や身上監護を行うことです。任意後見制度が自己決定の尊重という理念に即しているのに対して、法定後見制度は、**すでに判断能力がなくなった方**を支援する制度です。

### ● 成年後見制度とは？



1

## 「日本の成年後見制度は差別的である」

皆さんは、日本の成年後見制度をどれだけ理解しているでしょうか。  
 認知症になったときにつける制度？と理解されていらっしゃるのではないのでしょうか。

この理解は間違っていない。広辞苑によれば、「認知症や知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な成人に代わり、代理人が生活と財産を保護する制度。家庭裁判所が代理人を選任する法定後見と、将来に備え本人が選任する任意後見とがある。2000年禁治産制度に代わり導入。」ということです。

文書を読む限り何の問題も無いように思えます。

しかし、この制度について、2022年9月、**国連から勧告**を受けました。

**「日本の成年後見制度は差別的である」と。**

**国連の指摘は次の通りです。**

**・懸念点**

民法の下で、障がい者、特に知的障害のある人の法的能力の制限を許可し、代替の意思決定システムを永続させることにより、**障がい者が法の前に平等に認められる権利を否定する法的規定である。**

**・勧告**

- (1) 代理意思決定制度を廃止するために、すべての差別的な法的規定及び政策を廃止し、すべての障がい者が法の前に平等に認められる権利を保障するために**民法を改正すること。**
- (2) すべての障がい者が必要とする支援のレベルや形態に関わらず、すべての障がい者の自律性、意志及び選好を尊重する、支援された**意思決定のメカニズムを確立すること。**

基本的人権の尊重を柱とする「日本国憲法」を民主主義国家の柱としていた日本ですが、今回の国連の勧告は由々しき事態です。自分たちでは平等だと思っていたら、「差別的だから、民法を改正しろ」と言われたのですから。

NHKの「クローズアップ現代」でも2022年秋に報道されていましたが、番組では「成年後見制度」全般について差別的だという構成で報道されていました。

もともと、成年後見制度は、介護保険制度と共に始まった制度です。

本来は、認知症などで判断能力が低下した**高齢者の財産**が、誰かに勝手に使い込まれたり、だまされて奪われたりしないようにすることを目的とした制度です。

そのため、介護保険制度と成年後見制度は、高齢化社会を支える「車の両輪」と言われています。ところが、そのルールを障がい者にも適用してしまったのです。

成年後見制度の考え方は、「**財産を保護する**」とありましたが、それは実務の面においては「**財産を減らさない**」ということに代わってしまっています。

そこには、そのお金をどう被後見人のために有効に使うかという議論はなく、出費が医療費・介護費に限定されているかどうかチェックされている状態です。

ですから、権利とか平等とかという言葉からはかけ離れた制度になってしまっているのです。

2000年に制度の運用が始まったときには、親族が後見人になることが多かった制度です。近年では、財産の使い込みという問題があったということで、弁護士や司法書士などの士業が9割を占めているようです。

家庭裁判所が選任した士業たちは、被後見人のことを知りません。にもかかわらず、そうした後見人は親より強い権限を有して被後見人を管理しているのです。

## 日本では成年後見人がついていないと前に進まない社会になっている

では、成年後見人をつけなくてはいいいのではないかとありますが、残念ながら、今の日本において、後見人を付けなければならない仕組みになっていることが多いのです。

その一つが、相続です。相続人に意思判断能力がない場合、後見人を付けて遺産分割協議に参加してもらわなければなりません。

もう一つは、預貯金の払戻しや不動産の売買です。本人の意思確認とれないと、それを動かすことができないので、後見人を付けてくださいと言われます。

問題はここからです。

確かに本人の意思が確認とれない以上、代理人を立てる必要があるでしょう。

しかし、ここで後見人を付けてしまうと、その後亡くなるまで後見人を付けなければならないのです。たった一度の行為の為であってもです。

そして、その後見人への高額な報酬額です。管理財産が1000万円以内であれば、月額2万円、管理財産が1000～5000万円であれば、月額3～4万円を後見人に払わなければなりません。払うというよりも、銀行口座を後見人や裁判所に管理されているので、勝手に取られているといったイメージでしょうか。

以上、法定後見制度のことについてお話させていただきましたが、任意後見制度であっても、意思判断能力がなくなってしまうと、法定後見と同じになってしまうということです。

## 【生前整理】

何故、「もの」が増えて、それを捨てられないのでしょうか。

その理由は2つのタイプがあります。

過去に執着したために捨てられないタイプと、未来に不安を抱くために捨てられないタイプです。

### 過去執着型

いまはもう使っていない過去の遺物を取っておくタイプです。遺物とは、写真や手紙（年賀状を含む）です。

かつての優雅で幸せな時代だった時へのこだわりです。

確かに、写真は過去を思い出させることができます。しかし、大抵の方は、フェルアルバム等で何冊も持っていて、その置き場に困る状態です。

年賀状も、いつからの年賀状なのかわからないほどの塊で、今はもう付き合いのない方の年賀状ですらとっておく状態です。それだけ付き合いがあったのだという過去に執着しているのです。

とはいえ、それらを再び見ることはないのですが。

### 未来不安型

もう一つは、未来起きることに対して、それを取っておくタイプです。

洋服がこれにあたります。つまり、何年も来ていない洋服を、まだ着れるのではないかとしまい込んで、結局、サイズも柄もスタイルも時代にそぐわなくなっているにもかかわらず、しまい込んでいるのです。

また、お歳暮やお中元、年始の挨拶でもらったタオル等も筆筒の奥にしまい込んで、普段はカビの生えたようなタオルを使っている状態です。

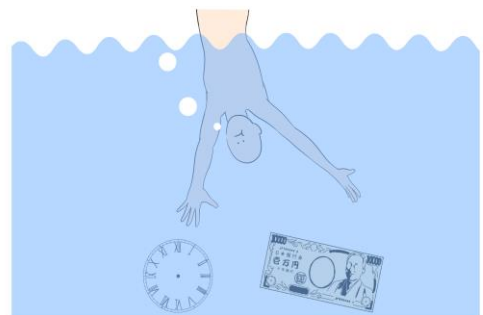
## サunkコスト（埋没費用）の呪い

経済学では、「サunkコストの呪い」というものがあり、「今まで頑張ってやってきたのに、今さらここにきて辞めるなんてもったいない！」という合理的な選択ができなくなって、結果的にみると損をするというもので、皆さんもその経験があるのではないのでしょうか。

サunkコスト（埋没費用）とは、すでに取り戻すことが不可能な費用のことです。

すでに、お金等を出して家の中にある「もの」は、もう取り戻すことは出来ません。

せっかくお金を出して買ったんだから、壊れるまで使い切ろう。



せっかくお金を出して買ったんだから、いまサイズが合わない洋服だけど、そのサイズが着れる体になったら着よう。

せっかくお金を出して買ったんだから、一度も袖を通していないなんてもったいない。

こういった、最初にかかる費用がサunkコストであるという考え方ができずに、その費用に固執してしまい、結局、「もの」を捨てられず、「もの」が増えてしまうのです。

人間は、「せっかくお金を出して買ったのに」「せっかもらったのに」という感情によって、ものを捨てられなくなっているのです。

## 家庭内事故

事故というものはどこで起こるかご存じですか。

事故というものは、圧倒的に家庭内で起こるのです。

そして、その中でも、居室が一番発生場所として多いのです。

台所は、ある程度予想できたと思いますが、その台所よりも居室のほうが発生場所として多いという事実を知って

いただきたいのです。

今回の目的が、ようやく見えてきました。

家の中に「もの」が多いということは、大きな住宅であっても、「もの」があるために行動が制限されます。その制限された行動により、事故が発生するのです。

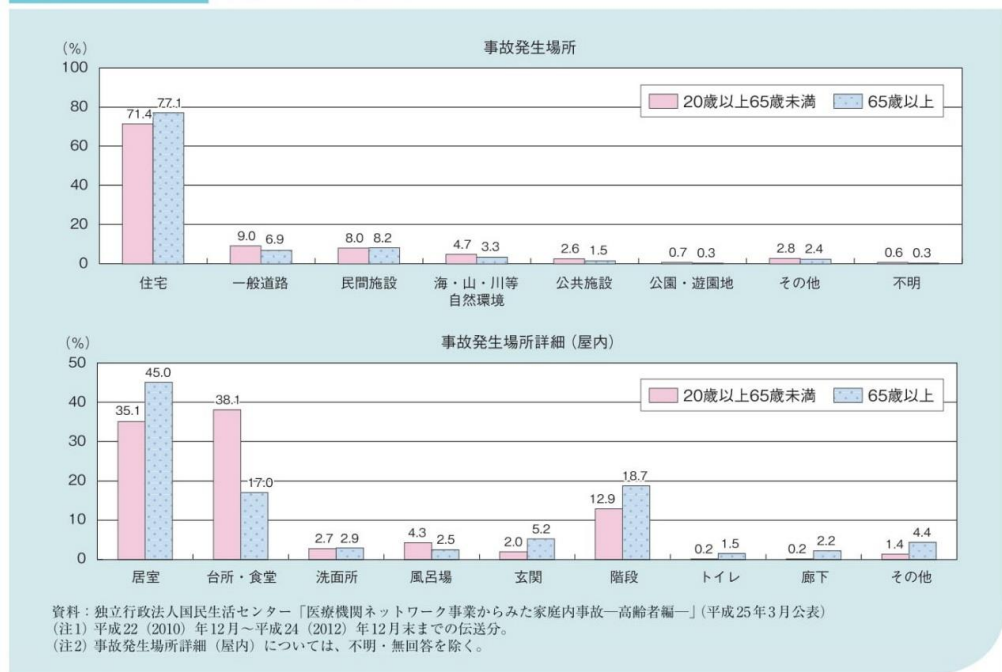
ここで理解してほしいのは、高齢者が住宅で事故にあった時に、他の家族がいらっしゃるかどうかなど思います。

今の日本では核家族化が進んで、一緒に暮らしている家族が少なくなっています。

通常、65歳以上の方は、配偶者と住んでいるか、それとも独居（おひとり様）です。おひとり様が家庭内で事故にあったら・・・ということを考えていただきたいのです。

そのために、整理が必要だと言っているのです。

図1-2-6-2 高齢者の家庭内事故

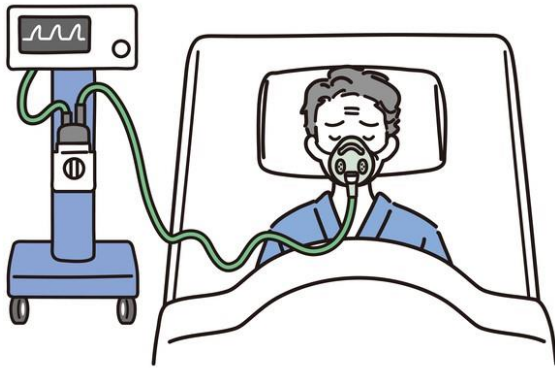


## 【尊厳死宣言】

### 延命治療のこと

病状が進んだ場合、**延命治療**のことを考えなければなりません。

※延命治療＝一般的には、人工呼吸器を思い浮かべる方が多いでしょうが、その他に胃ろう等もあり、治療しなければ死に至る病気や障害を負った場合に、治療しても回復の見込みがない状態で、**生命維持活動を保持するための治療**のことを指します。



今の医学では、回復の見込みがない状態でも死期をある程度引き延ばすことはできます。延命治療を本人が望んでいるのであればやってもいいかもしれませんが、延命治療を実施する終末期になると、意思判断能力を持った患者は少ないでしょう。そのため、判断能力のないまま、医師の判断に任せて治療をしてしまうと、患者自身が意に反して生き延びなければならないという選択しかできなくなります。

その場合、家族の意思によって延命治療をやめさせることもできますが、延命治療をやめると同

時に患者は亡くなってしまうため、**家族がその判断をするには大きな負担となります。**

また、延命治療はあくまで治療になるため、医療費として料金が発生します。延命治療をすればするほど、治療費が掛かってしまい、金銭的な負担が大きくなってしまいます。

### 延命治療をしないためには

次に「延命治療をしない」という判断をあらかじめする方法についてご紹介します。

**リビング・ウィル**という、延命治療にたいして「末期的な状態ならば延命治療をしないでくれ」と、元気づうちにその意思を書類に残しておく方法があります。

**リビング・ウィル**の書類を作成する方法には、**尊厳死宣言公正証書**や**日本尊厳死協会が発行している事前指示書**があります。

尊厳死宣言公正証書は、公証人によって記載内容が法律に違反がないかを確認して作成する文書で、証明力が強く信頼性がある文書です。

ただ、日本では安楽死と尊厳死に関する法整備はされておらず、法的には有効とは言えません。しかし、医療の現場では尊厳死宣言公正証書を提示すると、90%以上の割合で尊厳死を許容しているようです。

## 尊厳死宣言公正証書

尊厳死宣言公正証書には以下の内容が書かれています。

- ・病状が完治せず、死期が迫っている状態になったときは延命治療を拒否する。
- ・ただし、苦痛を和らげる処置はしてほしい。そのために死期が早まってもかまわない。
- ・尊厳死を容認した医師や家族に対して、訴追の対象としないようお願いする。
- ・家族の了解も得ている。
- ・これは、精神が健全な状態にある時にしたものであり、精神が健全な状態にあるときに私自身が撤回しない限り、その効力を維持する。

